



茨城県報

第 540 号

令和 6 年 (2024 年) 8 月 29 日

木 曜 日

目 次

規 則	ペー ジ
●茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)	1
告 示	
●大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	3
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	4
●木材業者等の登録 (林政課)	6
●なまこ漁業の制限措置等の公示 (漁政課)	22
●なまこ漁業の許可の基準 (漁政課)	23
●道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課)	24
●道路の供用の開始 (道路維持課)	24
(選挙管理委員会)	
●選挙管理委員会第 9 回定例会の招集	25
公 告	
●クリーニング業務従事者講習の指定 (生活衛生課)	25
●令和 6 年度茨城県採石業務管理者試験 (技術革新課)	26
●県営土地改良事業計画 (農村計画課)	31
●入札公告 (立地整備課)	31
(警 察 本 部)	
●落札者等の公示	34

規 則

茨城県規則第 68 号

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 8 月 29 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則 (平成 28 年茨城県規則第 24 号) の一部を次のように改正する。

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
5513	R 6. 8. 1	結城市武井735	塩森 敬一	塩森木材工業	住所と同じ	商号と同じ	木材チップ業 ・製材業	
5514	〃	桜川市岩瀬298	川那子克己	丸川木材(株)	〃	〃	販売業 ・製材業 ・木材チップ業	
5515	〃	常総市鴻野山1657-3	野口 正喜	(株)野口プレカット	〃	〃	プレカット業	
5516	〃	結城郡八千代町大字東路田970-1	富田 浩幸	(株)エス・ジー・シー	〃	〃	販売業 木材加工	
5517	〃	筑西市海老ヶ島897-1	山口 和寿	(有)山口樺	〃	〃	製材業	
5518	〃	筑西市玉戸1006-5	平出 泰造	平出木材(株)	〃	〃	製材業	
5519	〃	筑西市菅谷1567	齋藤 毅	(株)瀧田材木店	〃	〃	製材業 販売業	
5520	〃	筑西市横塚910	橋本 清一	(有)橋本材木店	〃	〃	販売業 製材業	
5521	〃	筑西市小栗5148-3	永盛 明	永盛材木店	〃	〃	販売業 製材業	
5522	〃	筑西市布川81-1	林 純一	茨城県西プレカット協同組合	〃	〃	プレカット業	

茨城県告示第905号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月29日

茨城県知事 大井川 和彦

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

第1 なまこ漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

なまこ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

27人

(3) 操業区域

第1種共同漁業権漁場区域を除く茨城県海面

(4) 漁業時期

1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2 許可を申請すべき期間

令和 6 年 8 月 30 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、令和 6 年 11 月 1 日から 令和 7 年 10 月 31 日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第 906 号

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号。以下「規則」という。）第 12 条第 7 項の規定による許可すべき漁業者の数が同条第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

令和 6 年 8 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

許可の基準

第 1 なまこ漁業

1 規則第 12 条第 7 項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第 12 条第 6 項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。